

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の任期を定めた採用) 第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u> 2 <u>任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u> (1)～(4) 〔略〕 (任期の更新) 第3条 任命権者は、<u>第2条各項又は第2条の2各項</u>の規定により任期を定めて採用さ	<u>墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例</u> 〔同左〕 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 〔同左〕 第2条 〔新設〕 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。 (1)～(4) 〔略〕 〔同左〕 第3条 任命権者は、<u>第2条又は第2条の2</u>の規定により任期を定めて採用された職員

れた職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例）

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条第1項及び第2項、第24条、第26条第2項、第27条第2項並びに第27条の4第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは

（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。

〔新設〕

〔新設〕

「この条例及び墨田区の一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例（平
成１７年墨田区条例第８号。以下「任期付
職員採用条例」という。）第４条の規定」
と、給与条例第２１条第１項及び第２項中
「第１０条第１項の規定により指定する職
員」とあるのは「特定任期付職員」と、給
与条例第２４条中「この条例に定める」と
あるのは「この条例及び任期付職員採用条
例第４条に規定する」と、給与条例第２６
条第２項ただし書中「第１０条第１項の規
定により指定する職員の期末手当の額は、
職員の給与月額に１００分の１０７．５」
とあるのは「特定任期付職員の期末手当の
額は、職員の給与月額に１００分の１００」
と、給与条例第２７条第２項中「第１０条
第１項の規定により指定する職員にあって
は、１００分の１３５」とあるのは「特定
任期付職員にあっては、１００分の９２．
５」と、給与条例第２７条の４第１項中
「第１０条の規定により指定する職員」と
あるのは「特定任期付職員」とする。

（給与条例の適用除外）

第６条 給与条例第５条、第６条、第９条か
ら第１２条まで及び第１２条の３の規定は、
特定任期付職員には適用しない。

２ 給与条例第６条第２項の規定は、第２条
の２の規定により任期を定めて採用された
職員には適用しない。

（特別区人事委員会規則への委任）

第７条 第２条各項又は第２条の２の規定に
より任期を定めて職員を採用する場合にお
ける公正の確保の基準並びに採用、退職、
任期の更新等に関する手続並びに第２条第
２項又は第２条の２の規定により任期を定
めて採用された職員の職務の級及び号給の
特例に関し必要な事項は、特別区人事委員
会規則で定める。

（職員の給与に関する条例の適用除外）

第４条 〔新設〕

職員の給与に関する条例（昭和３３年墨
田区条例第１９号）第６条第２項の規定は、
第２条の２の規定により任期を定めて採用
された職員には適用しない。

〔同左〕

第５条 第２条及び第２条の２の規定により
任期を定めて職員を採用する場合における
公正の確保の基準並びに採用、退職、任期
の更新等に関する手続並びに任期付職員の
職務の級及び号給の特例に関し必要な事項
は、特別区人事委員会規則で定める。

別表第 1

〔新設〕

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
<u>1</u>	<u>3 9 2, 0 0 0</u>
<u>2</u>	<u>4 3 3, 0 0 0</u>
<u>3</u>	<u>4 8 3, 0 0 0</u>
<u>4</u>	<u>5 4 4, 0 0 0</u>
<u>5</u>	<u>6 1 4, 0 0 0</u>
<u>6</u>	<u>6 9 7, 0 0 0</u>
<u>7</u>	<u>7 8 9, 0 0 0</u>

別表第 2

〔新設〕

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
<u>1</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
<u>2</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
<u>3</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
<u>4</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
<u>5</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
<u>6</u>	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
<u>7</u>	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活

	用して従事する特に困難で特に重要な職 務	
--	-------------------------	--

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。